

環審第40号
平成29年1月31日

徳島県知事 飯泉 嘉門 殿

徳島県環境審議会
会長 近藤 光男



徳島県生活環境保全条例の一部改正について（答申）

平成28年10月21日付け環管第1086号により諮問のありました案件について、次のとおり答申します。

「徳島県生活環境保全条例の一部改正」について、適当である。

なお、県においては、この度の条例改正の趣旨を十分に踏まえ施行することで、水質の汚濁の防止を図り、現在及び将来の県民の健康を守るとともに、安全・安心な生活環境が確保されるよう努められたい。